(六)　国及び地方公共団体における障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任

(1)　国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務、障害者活躍推進計画の作成及び障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の円滑な実施を図るための業務等を担当する者を選任しなければならないこととした。（第七八条第一項関係）

(2)　国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。）に限る。）である職員が勤務する事業所においては、その勤務する職員であって、厚生労働大臣が行う講習を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者にその勤務する障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならないこととした。（第七九条第一項関係）

(七)　国及び地方公共団体の任命権者に対する解雇の届出義務の適用

国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合（職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。）には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならないこととした。（第八一条第二項関係）

国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

(一)　当該機関に勤務する職員又は当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとすることとした。（第三八条第六項及び第四三条第九項関係）

(二)　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体の任命権者に対して、(一)の確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとした。（第三八条第七項関係）

(三)　国及び地方公共団体の任命権者並びに民間の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者の確認に関する書類で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならないこととした。（第八一条の二関係）

(四)　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができることとした。（第八二条第一項関係）

3　施行期日等

(一)　検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第四条関係）

(二)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第三七号）（内閣府本府）

1　国家公務員法等の各法律に定める資格、職種、営業許可等における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るとともに、所要の手続規定を整備することとした。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理等に関する政令

（政令第二七号）（厚生労働省）

1　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行に伴い、厚生労働省関係政令について所要の規定の整理等を行うこととした。（第一条～第一一条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、整備法の施行の日（公布の日から起算して三月を経過した日）から施行することとした。

法律

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十四号

民法等の一部を改正する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八百十七条の五中「に六歳」を「に十五歳」に改め、ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

第八百十七条の五に次の二項を加える。

2　前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百十七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3　養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

（家事事件手続法の一部改正）

第二条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の五中「第百六十四条第一項及び第二項において同じ」を「第百六十四条において同じ。）（特別養子適格の確認の審判事件（同条第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。）を含む」に改める。

第百六十四条第八項第一号中「の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者で養子となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人」を「及び第六項第二号に掲げる者」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第五項中「第三項第二号及び第三号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

9　特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が十五歳に達している場合は、この限りでない。

10　特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の父母に告知することを要しない。ただし、住所又は居所が知れている父母に対しては、審判をした日及び審判の主文を通知しなければならない。

11　家庭裁判所は、第二項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時にすることができる。この場合においては、特別養子縁組の成立の審判は、特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。

12　家庭裁判所は、前項前段の場合において、特別養子適格の確認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

13　特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、確定しないものとする。この場合においては、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければならない。